
参考資料

平成19年7月20日

目次

1 デジタル放送受信機の普及状況	2
2 「協会の放送を受信することのできる受信設備」	3
3 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」	4
4 「放送の受信を目的としない受信設備」	5
5 H1に衛星契約を設定した際の考え方	6
6 衛星契約の料額設定の考え方	7
7 衛星放送に係る経費負担の考え方	8
8 衛星放送に係る経費	9

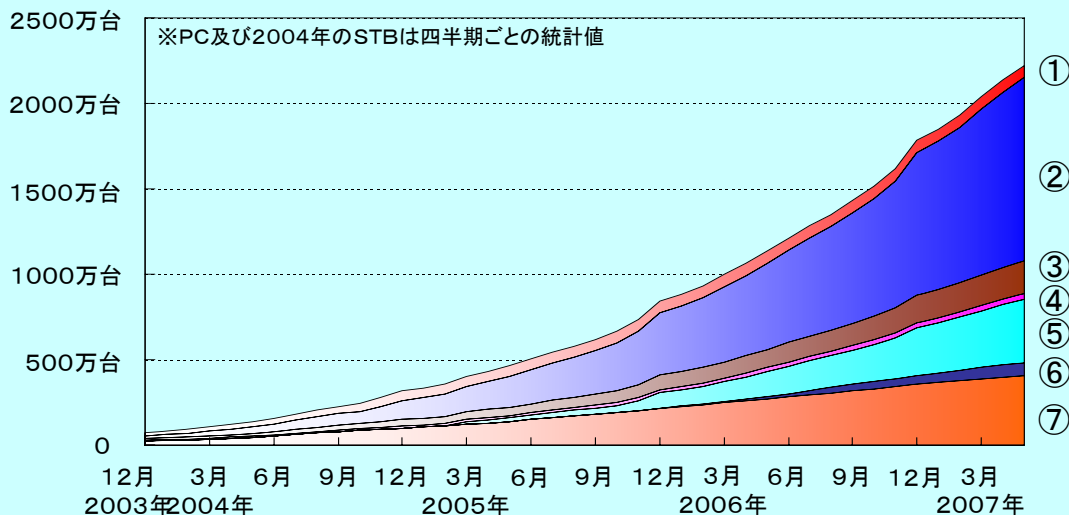
1 デジタル放送受信機の普及状況

地上デジタル放送受信機の出荷台数

2223万台 (前月比+87万台)

※2007年5月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

① CRTテレビ	72万台 (-)
② 液晶テレビ	1070万台 (+47)
③ PDPテレビ	192万台 (+ 7)
④ チューナー	34万台 (+ 1)
⑤ デジタルレコーダ	374万台 (+21)
⑥ PC	73万台 (+ 3)
⑦ ケーブルテレビ用STB	408万台 (+ 8)



BSデジタル放送の受信可能件数

2551万件

※2007年5月末、NHK調べ(速報値)

BSデジタル放送受信機の普及数

2394万台 (前月比+79万台)

CRTテレビ	186万台 (-)
PDP、液晶テレビ	1312万台 (+51)
デジタルチューナー (チューナー内蔵録画機含む)	490万台 (+19)
ケーブルテレビ用STB	406万台 (+ 9)

ケーブルテレビでの視聴世帯 (アナログに変換して視聴)

157万世帯

【参考】

ワンセグ対応携帯電話の出荷台数

766万台 (前月比+109万台)

※2007年4月末、JEITA調べ

車載用地上デジタル放送受信機の出荷台数

48万台 (前月比+7万台)

※2007年5月末、JEITA調べ

2 「協会の放送を受信することのできる受信設備」

放送法施行規則(昭和二十五年六月三十日電波監理委員会規則第十号)

(受信設備の範囲)

第五条 法第三十二条第一項本文の受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

第五条に「法第三十二条第一項本文の受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受信器及び拡声器を含むものとする」という規定が設けてありまして、いわゆる子の受信機の方も受信設備の中に入るということになっておるわけでございます。

【昭和27年3月4日 衆議院 電気通信委員会 岡咲政府委員】

ただいま御質問の点は、放送法の第三十二条に関連することだと存ずるのでございますが、第三十二条には、ラジオもテレビジョンも含めた意味の放送ということでございますが、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置したものは、協会とその放送の受信についての契約をしなければならないという条項がございます。協会の放送を受信することのできるものを設置した場合、そのときにその契約を結ばなければならぬということがうたつてあるのでございまして、もしも協会の放送を受信することができなくて、ほかの放送だけが聞けるような施設が可能な場合には、この条文の適用はないものと私は考えます。従いましてもしもテレビジョンの場合に、日本放送協会の行うテレビジョンの放送は受信できなくて、民間の放送だけが受信できるような設備をした場合には、この条文の適用はないものと私は考えます。(後略)従つて料金を払う必要は出て来ない。しかし実際問題としてはそういうことは起らないだろうと思ひますけれども、条文の解釈上からはそういうことはあり得ますし、技術的にそういうことができるかと申しますと、テレビジョンの場合にはでき得るケースがございます。いつでもできるとは申し上げかねますが、できる場合もございまして。

【昭和27年12月9日 衆議院 電気通信委員会 長谷政府委員】

現実にはそのような事態はないと思ひますけれども、NHKの放送を聞き得るチャンネルがない、民放関係ばかりのチャンネルしかない、こういうものでありますならば、法第三十二条のNHKの放送を受信できる設備とは申しかねるのであります。これは条文の支払い義務の対象にはならないと思ひます。

【昭和41年3月16日 衆議院 逓信委員会 小野参考人】

(前略) NHKだけのコイルははずしてしまったというようなものについてはどうするかという場合でございますけれども、その場合も受信料の対象としてやはり考える。民放の場合、民放だけが聞けるようなチャンネルになっておりまして、いまの受信料のたてまえとしましては受信料を徴収するというたてまえになっておると思ひます。

【昭和41年3月16日 衆議院 逓信委員会 上田政府委員】

3 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」

放送法三十二条一項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」といいますのは、BSも含め受信が可能な設備を設置した者は、個別受信であるかあるいは共同受信であるかを問わず、また、BS放送を視聴する意思があるか否かにかかわらず、付随的に視聴可能な場合については受信契約の締結を行う義務があるということをございまして、これは地上デジタル放送であろうがBSデジタル放送であろうが同様だと述べております。

【平成19年3月22日 衆議院 総務委員会 鈴木政府参考人】

この三十二条の規定は、協会の行う、現在行なっておりますいわゆる標準放送と申しまするか、或いは極く平易に申しますると中波放送という、現在の協会の方がやっておりますところの放送を聴き得る受信機を持ったものは、その実際に聴いておるものは日本放送協会の放送であろうがなかろうが、或いは単に民間放送の番組だけを聴いておる場合におきましても、やはり協会に三十五円を拂わなければならないという規定をございまして、(以下略)

【昭和25年2月15日 参議院 電気通信・文部連合委員会 網島政府委員】

4 「放送の受信を目的としない受信設備」

三十二条の第一項のただし書きでございますが、「ただし、放送の受信を目的としない受信設備を設置した者については、この限りでない。」こういう受信設備とはどういうものかという点につきましては、こういうものでございます。すなわち、通信用の受信機などというものがございます。たとえば船でもって、ラジオを聞くためではなくて、もっぱら通信のために受信機を持っておる。しかしその受信機の性能として、目的は通信なのであるけれども、たまたまラジオの部分も入ってくるというようなもの、こういうようなものがただし書きに該当するものと解釈いたしております。

(以下略)

【昭和33年10月17日 衆議院 逓信委員会 荘説明員】

三十二条一項の規定が設けられておりますゆえんのものは、まくらことばに放送協会の云々、こう規定はしてございますけれども、大勢といたしましてNHKの放送は聞かない、民間放送のみを聞くというような事態は考えられない。そういうような点を考えまして契約しなければならぬ。現在非常に民主的憲法下においてこのような規定ができますことは、そういうような事実に着目しまして規定し得るゆえんであらうと思ひます。したがいまして、先ほどのただし書きのそれは、いわゆるNHKの放送のみでなく民間放送の関係も含めまして、放送のいゆる受信を主たる目的としない施設、こういうようなものについては契約の限りでないということであらうと思ひます。

【昭和39年4月16日 衆議院 決算委員会 小野参考人】

ただいま御指摘の、条文の中にあります「放送の受信を目的としない受信設備」と申しますのは、外形的、客観的にその設置目的が番組の視聴ではないと認められるものでございまして、例えば、電波監視用の受信設備、あるいは受信画質の確認を行うための設備、あるいは、それと同様でございますが、電器店の店頭陳列されているものもいわば画質確認を行うものと考えられますので、そういった受信設備がこれに該当するものでございまして、個人の意思に係らしめているものではないというふうに解釈しております。

【平成19年3月22日 衆議院 総務委員会 鈴木政府参考人】

5 H1に衛星契約を設定した際の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
H. 1.4	消費税導入、継続振込の開始		1,070 (1,020)	700 (650)			
1.8	衛星放送の本放送・有料化により5つの契約種別に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
注:受信料額のうち、()内は口座振替、継続振込の料金							

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

(略)NHKといたしましては、先生御指摘のように、百三十万ぐらい普及してくる、こうなりますと、ハードだけではなくてソフトの面にかかなりの費用がこれからかかってくるわけがございます。これを全く衛星放送を見ておられない地上波の方々の視聴料の負担で賄うにはそろそろ限界が来た。したがって、やはり衛星放送を御利用いただく方からは特別な料金をいただきませんと、地上波だけを見ておられる方からの不満が非常に出てまいりますので、もうそろそろ、私は、一年半ばかり前郵政大臣が説明されたように、独自のサービスをして百万以上この衛星を見る方がふえた段階では新しい料金をいただかなければいかぬということは、既に川原前会長時代から私ども申し上げてきたわけがございます。したがって、今回八月から料金をいただくという趣旨は、やはりその不公平感をなくすということ、しかし、我々は新しく料金をもらう以上は、先ほど来申し上げているように、これはそれに値する放送内容を充実させて衛星放送の発展に資したいというのが当面NHKの立場でございます。 【衆議院通信委員会会議録(H1.3.23)NHK島会長】

○ 今後のサービス拡充と経費の増加

衛星放送は普及の途上にあり、NHKは引き続きその発展、定着のため先導的な役割を果たしていく必要がある。今後魅力的なサービスを充実して、普及を一層進めるためには、番組経費を中心に支出はさらに増えるものと見込まれる。

○ 受益に応じた負担の必要性

今後の衛星放送に要する経費については、地上放送受信者の負担によることなく、衛星受信という受益を考慮して、衛星受信者にその負担を求めることが最も視聴者の納得を得られる方策であると考えられる。

○ 衛星放送の事業基盤の確立

NHKは、衛星放送の運営財源を確保して、今後の衛星放送の事業基盤を強固なものとするため、この段階で、新たに衛星料金を設定することとしたものである。

【平成元年度予算関連資料より抜粋】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(平成元年)

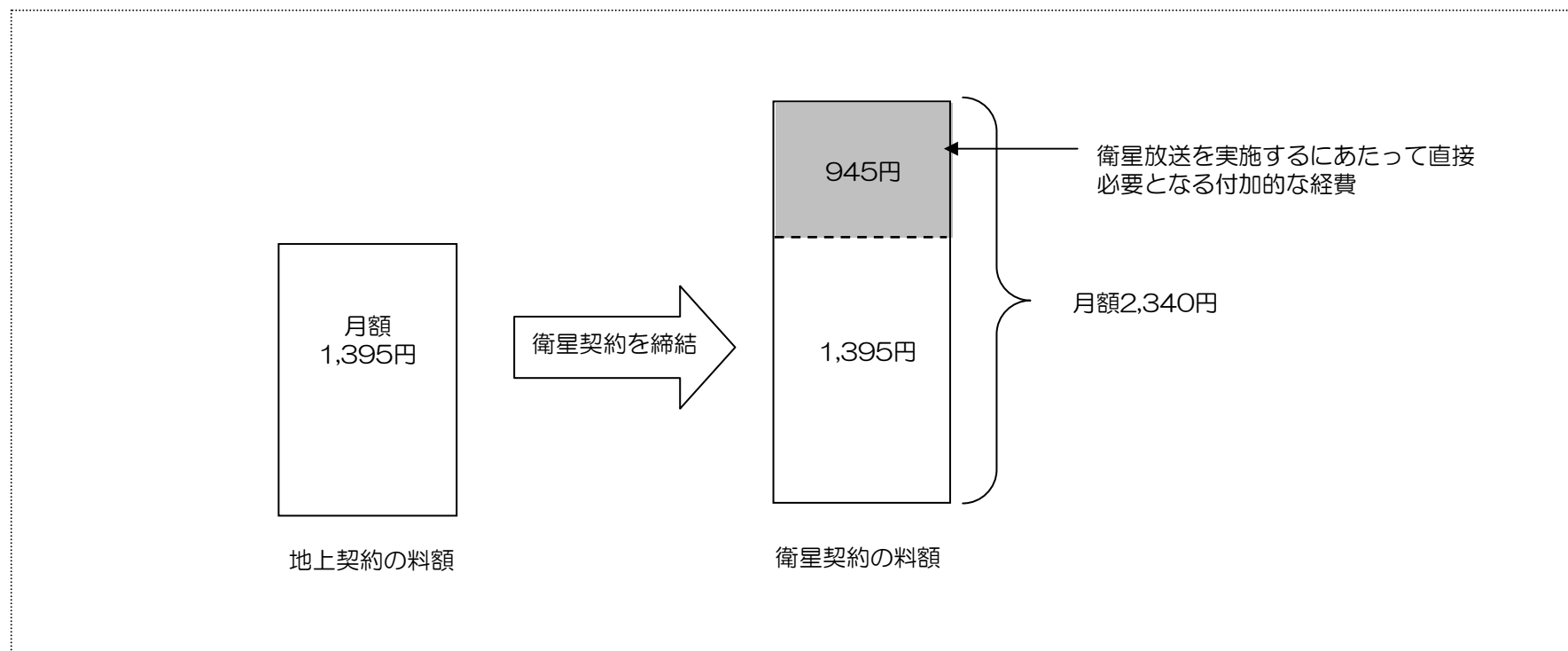
衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

6 衛星契約の料額設定の考え方

- 衛星契約の料額は、衛星放送の視聴の有無や視聴時間によって料金を徴収するといった対価料金ではなく、NHKの衛星放送業務を遂行するため、地上契約の受信料(基本受信料)に付加する形で設定した。

衛星放送の受信という受益の状況に着目し、受信料負担の公平の見地から、衛星放送受信設備の設置者に衛星放送の実施にあたって直接必要となる経費(衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費等)を負担していただくこととした。

【NHK提出資料より抜粋】



7 衛星放送に係る経費負担の考え方

料金設定時

「衛星付加受信料」で負担

衛星放送にのみ直接係る経費

(衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費等)

人件費、減価償却費含む

共通に係る経費(*)

(報道取材関係経費、番組制作設備維持経費、受信料収納関係経費等)

人件費、減価償却費含む

地上放送にのみ直接係る経費

(地上放送番組制作費、送信設備運用費等)

人件費、減価償却費含む

公共放送としてのNHKを支える基盤的な経費

(経営管理部門の人件費や経営委員会・理事会等の法人費、調査研究費等のいわゆる本社経費)

(*)料金設定当初は、番組編成が購入番組(ニュースも含む)中心であったことなどもあり、共通経費の中で衛星放送の実施に直接係る部分は僅かであった。

現 状

「衛星付加受信料」で負担

「衛星付加受信料」
945円に対応

衛星放送にのみ直接係る経費

(衛星放送番組制作費、放送衛星運用費、衛星契約締結に係る営業経費等)

人件費、減価償却費含む

基本受信料(地上契約の受信料)で負担

地上契約の受信料額
1,395円に対応

共通に係る経費

(報道取材関係経費、番組制作設備維持経費、受信料収納関係経費等)

人件費、減価償却費含む

地上放送にのみ直接係る経費

(地上番組制作費、送信設備運用費、地上契約締結に係る営業経費等)

人件費、減価償却費含む

公共放送としてのNHKを支える基盤的な経費

(経営管理部門の人件費や経営委員会・理事会等の法人費、調査研究費等のいわゆる本社経費)

共通経費を衛星放送に係る経費へ配賦

内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自のニュース番組の制作など、衛星放送の進展により、業務実態が料金設定当時から大きく変化してきたことに伴い、平成7年度より平成10年度にかけて経費区分の見直しを実施。

8 衛星放送に係る経費

(単位 億円)

区分	19年度予算	衛星放送に係る経費	配賦基準		受信料の内訳
事業支出	6,307.8	1,222.2			(945円)
事業運営費	5,434.0	1,081.4			
国内放送費	2,684.8	801.2	直課 衛星放送番組制作費 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 配賦 スポーツ放送権料 受信契約件数比率を用いて按分 配賦 報道取材関係経費 衛星放送による独自ニュース放送の増加に伴い、ニュース放送時間比率で按分 配賦 番組資材費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 配賦 資料費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 配賦 情報処理経費等 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 一部、編成情報システムの経費についてはNHKの全波を扱うため波数比率で按分 配賦 放送会館等施設運用費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率(業務実態に 応じ本部比率、地方比率)で按分 配賦 技術管理費等 業務の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按分	番組費等 (619円)	
契約収納費	592.2	147.0	直課 その他、衛星放送施設運用費、審査費(一部)など衛星放送のみに直接係る経費を峻別して直課 直課 衛星契約取次事務費、衛星契約促進費は、衛星契約の契約取次ぎ業務のために係る経費(直課) 配賦 収納関係経費 衛星料金を含む受信料の集金業務等に係る経費について、業務に対応する契約の件 数比(受信契約件数(訪問比率)を用いて按分 配賦 システム情報費 営業システムは、受信契約件数比率で按分 配賦 契約収納管理費 業務実施のための管理費を契約収納費の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按 分	営業経費 (114円)	
受信対策費	17.0	2.6	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)	運用経費等	
広報費	32.9	1.8	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)		
給与、退職手当・厚生費	1,826.3	128.0	直課 衛星放送番組制作にかかる制作要員等を直課 配賦 衛星放送に係る業務量について、各部局からの報告等により把握	(103円)	
共通管理費	122.7	0.5	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)		
その他の事業運営費	157.8	0.0			
減価償却費等	873.8	140.7			
減価償却費	674.9	120.9	直課 放送衛星等 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 配賦 番組制作系設備 番組の設備は自主制作の増加に伴い使用が増加することから自主制作比率で按分 配賦 送出・送信設備 送出・送信設備は全波にかかる施設であることから波数比率で按分	減価償却費 (94円)	
納付消費税	106.0	19.7	直課 衛星放送に係る収入と経費より、納付すべき消費税	納付消費税 (15円)	
その他の経費(財務費等)	92.8	0.0			